

令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 8-1 公害健康被害対策(補償・予防)	担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室		
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。	政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。	政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)  
第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度		目標年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
1 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)(%)	-	-	80	-	80	80	80	80	-	-	-	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を測定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。	
2 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合(%)	-	-	80	-	80	80	80	80	-	-	-	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として測定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。	
3 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	-	-	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として測定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	
4 環境保健サーベイランス調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	-	-	-	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として測定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	

測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										達成		
5 公健法に基づく補償等の進捗状況		-		-		事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。										
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1) 公害健康被害対策(補償・予防)事業(昭和49年度)	1,2,5	4940	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-		
(2) 環境保健施策基礎調査(環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査))(平成8年度)	3,4	4941	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-		
(3) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業(昭和47年度)	5	4985	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-		
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-		
評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)														
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)														
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】														
学識経験を有する者の知見の活用								SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】							
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報																

施策名	目標 8-2 水俣病対策										担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室			
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年7月公布・施行)」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発地域域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、関係者の皆様からの御意見・御要望を伺い、信頼関係を育みながら水俣病対策を前進させるための施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7-1に記載。										政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期		
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発地域域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。										政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」														
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度	目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度					
1 水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)	-	-	水俣病被害者に対する療養費を着実に支給	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給を行っている。 ・水俣病被害者の救済を行うためには、予算事項の大部分を占める水俣病被害者に対する療養費の支給を確実に行うことが必要であるため、その支給額を測定指標として設定した。指標の性質上、目標値は設定できない。	
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	-	-	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。	
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1) 水俣病対策事業(昭和48年度)	1、2	4947	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-	
(2) 【8-6再掲】国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	-	4984	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-	
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-	
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-	
目標達成度の	(各行政機関共通区分)														

評価結果	正しい測定結果	(判断根拠)			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			
学識経験を有する者の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					

令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 8-3 石綿健康被害救済対策	担当部局名	環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室		
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。	政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。	政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			R10年度
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	164日	H31年度～R5年度	131日(過去5年間の平均値より2割削減)	R10年度	120	120	131	131	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。</li> <li>事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。</li> <li>令和6年度に目標値を達成したものの、オンライン方式による医学的判定の審議を可能とする石綿健康被害判定業務ICT化システムの利用(令和4年度～令和6年度)が終了したことから、引き続き審議の効率化に取り組む必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数は前年度と同じ131日とする。</li> </ul>	
2 石綿読影の精度確保等調査事業への参加自治体の石綿関連所見の読影精度(感度)(%)	69	R3年度～R5年度	前年度以上の割合	R7年度	-	-	-	69	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備するため、石綿読影の精度確保等に関する検討会報告書(令和7年3月)を踏まえて、引き続き石綿読影の精度確保等調査を継続し、石綿関連所見の読影精度の向上に向けた知見の収集、検討を行っていくこととした。</li> <li>調査参加自治体の既存検診における石綿関連所見の読影精度を把握する観点から、胸部CT検査で石綿関連所見が検出されたうち胸部エックス線でも検出できた割合を算出したもの(感度)を指標とする。</li> <li>基準は、報告書のなかで取り上げられた令和3年度～令和5年度の平均値とし、今後は単年度毎に調査結果を評価・検証することから、前年度以上の読影精度(感度)を目標とする。</li> </ul>	

達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	1, 2, 3	4948	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)			
		(判断根拠)			
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等				
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】			
		【測定指標】			
学識経験を有する者 の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報					

施策名	目標 8-4 環境保健に関する調査研究	担当部局名	環境保健部 企画課熱中症対策室		
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。	政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるよう促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。	政策体系上の位置付け	8. 環境保健対策の推進		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)  
 ・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等  
 ・熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)  
 ・経済財政運営と改革の基本方針 2024(令和6年6月21日) 6.(2)(安全・安心)  
 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和6年6月21日) IX.1.(3)②  
 において熱中症対策を記載

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
1 高齢者における予防行動を行っている心掛けている者の割合(%)	-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	熱中症死亡者の約8割が高齢者であり、高齢者が熱中症予防行動を行っていることが重要。R6年度に実施した意識調査では、高齢者の8割以上が予防行動を行っていると回答していたところ。他方で、この意識調査の実施に関しては、有識者から、回答している高齢者の層に片寄りがあることが見受けられるため、様々な状況に置かれた幅広い高齢者に対して回答いただけるような調査手法で行う必要があるとの指摘があった。そのため、再度同項目の調査手法を変更し、実施することとしており、本目標値の設定に当たっては、令和7年度の意識調査の結果を踏まえて精査する。		
2 普及啓発の強化、改正気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の割合(%)	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・改正気候変動適応法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。実測値は、設定された指標上、令和6年度との比較で得られることとなっているため、令和7年度から取得が可能。目標の達成状況の確認については、地方公共団体向けに「熱中症警戒アラート」等に関する意識調査を実施予定。目標値については、一層の熱中症対策を促すためを目的に、目標最終年度(令和12年度)「50%」に設定した。		
3 熱中症による5年移動平均死亡者数(人)	1,295	令和4年度(概数)	650	R12年度	-	1,200	1,100	1,000	900	-	-	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。		
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 熱中症対策推進事業(平成24年度)	1, 2, 3	005680	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-

(2)	-	-	-	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-	-
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-	-

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)																	
		(判断根拠)																	
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等																		
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】  【測定指標】																	
学識経験を有する者 の知見の活用								SDGs目標との関係	【主な目標】  【副次的効果が期待される目標】										
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報																			